平成27年６月26日

古賀市議会
議長　結城　弘明　様

文教厚生常任委員会
委員長　吉住　長敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。なお今回の審査に当たっては、あらかじめ発言の申し出があった議案について、委員外委員の発言がありました。

記

第51号議案　　古賀市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正に伴い、減額賦課に係る保険料を定めるため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 所得段階別11段階中、第１段階の低所得高齢者の介護保険料を軽減するもの。
2. 第１段階の軽減額は、基準額に対する負担割合0.50のうち、0.05を公費負担し、0.45へと軽減、改正後の年額を当初の２万9,400円から2,940円を減額し、２万6,460円とするもの。
3. 国の予算成立が平成27年４月９日で、政令の公布が４月10日であることから条例改正が今定例会となった。
4. 昨年の消費税増税の延期で、当初第３段階まで公費投入が予定されていたところ、財源不足で第１段階のみとなった。対象者は平成27年度末で2,236人、全体の15.7％と推計。
5. 公費投入額は全体で644万8,000円、負担割合は国２分の１、県と市４分の１。市負担額は161万2,000円と見込まれる。

【意見】

（賛成意見）

・安倍政権の低所得者への減額措置の約束の実行、一般財源による低所得者に対する、より大きな軽減策を。

【審査結果】
委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第52号議案　古賀市立学校体育施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市弓道場を平成27年６月30日限りで廃止するため、新たに古賀中学校の弓道場を市民の利用に供することに伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】
明らかになった主な事項は次のとおり。
1.　１回当たりの使用料金は、改正前が100円。準備から終るまでが１時間半程度の使用時間の現状であること、負担過度にならない程度ということを考慮して設定された。
2.　中学校体育施設という類似の大牟田市延命中学校の料金設定を参考にした。
3.　１回150円、月1,500円の使用基準に時間設定が必要ではとの指摘に、今回の設定は、個人的使用が多い特性と１人あたり月平均10回使用という聞き取り調査によるものとのこと。
4.　古賀中学校の敷地と弓道場は区切られた独立区画となっており、施錠可能。不審者の対策等安全面の配慮から、中学生の登校の時間帯をさけた午前９時以降の入場、その都度施錠すること等、弓道協会と事前協議済み。
5.　古賀竟成館高校弓道部生徒の移動については、一部弓具の保管場所の確保の検討、できるだけ車が通らないルートを協議している。

【意見】
（賛成意見）
・使用料を徴するには、１時間から２時間といった基準料金のルールを設定すべきと思うが、市民の利用促進の一助として、今回の料金設定と学校施設を開放することについては賛成。

【審査結果】
委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第54号議案　古賀市弓道場条例を廃止する条例の制定について

（仮称）古賀市生涯学習センターの建築に伴い、古賀市弓道場を平成27年６月30日限りで廃止するため、条例を廃止するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 教育財産の廃止といえども、生涯学習の観点からも昭和56年に開設、34年間に及ぶ重要な役割を果たしてきた施設である。
2. 中学校弓道場に移っても、廃止される条例の第１条に掲げる「社会教育の振興と心身の健全な発達」という精神は継承される。
3. 弓道場は工業再配置促進費補助金を活用した施設であり、廃止処分に際しては、平成25年、九州経済産業局に財産処分等の報告手続きを行った。
4. （仮称）古賀市生涯学習センターのゾーン計画と設計委託段階で、弓道場の廃止について意思決定を行いつつ、解体後の駐車場利用までの工事期間中、可能な限り現弓道場の利用の便に供してきたが、今回、資材搬入で支障があることから、廃止条例の上程に至っている。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。